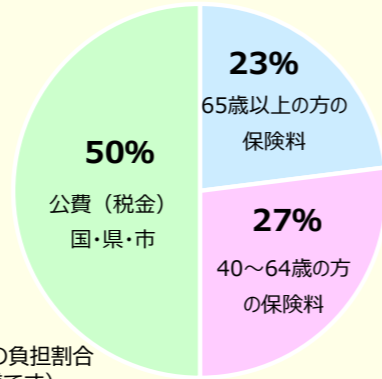


第9期の介護保険料

介護保険制度は、高齢者の暮らしを社会全体で支えていく仕組みであり、その財源となる介護保険の費用は、65歳以上の方が納める介護保険料だけでなく、国・県・市による公費（税金）と40～64歳の方が納める保険料からまかなわれています。

第1号被保険者の保険料は所得段階によって異なります。本市では、国が標準として示した13段階に基づいて設定しています。



※令和6年度からの負担割合（前期計画と同様です）

所得段階	所得区分	保険料率	保険料年額（月額）	
第1段階	生活保護受給者の方	基準額×0.285	19,323円 (1,610円)	
	前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額×0.285	19,323円 (1,610円)	
第2段階	世帯全員が 市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485 32,883円 (2,740円)	
		前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計が120万円超の方	基準額×0.685 46,443円 (3,870円)	
第3段階	本人が 市民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計が80万円以下の方	基準額×0.900 61,020円 (5,085円)	
前年の課税年金収入額と合計所得金額（公的年金所得を除く）の合計が80万円超の方		基準額×1.000 67,800円 (5,650円)		
第4段階	本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.200 81,360円 (6,780円)	
第5段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.300 88,140円 (7,345円)	
第6段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.500 101,700円 (8,475円)	
第7段階		前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.700 115,260円 (9,605円)	
第8段階		前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.900 128,820円 (10,735円)	
第9段階		前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.100 142,380円 (11,865円)	
第10段階		前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.300 155,940円 (12,995円)	
第11段階		前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.400 162,720円 (13,560円)	
第12段階				
第13段階				

※端数処理の関係から、保険料年額と、月額を12倍した数値が一致しない箇所があります。

Point

介護保険料は、令和6年度から令和8年度までの3年間の給付費の見込から算定され、今期3年間の第1号被保険者の基準月額が5,650円となります。

2024年度  
(令和6年度)  
2026年度  
(令和8年度)

高齢者いきいきプラン

第8期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

概要版

高齢者いきいきプランとは

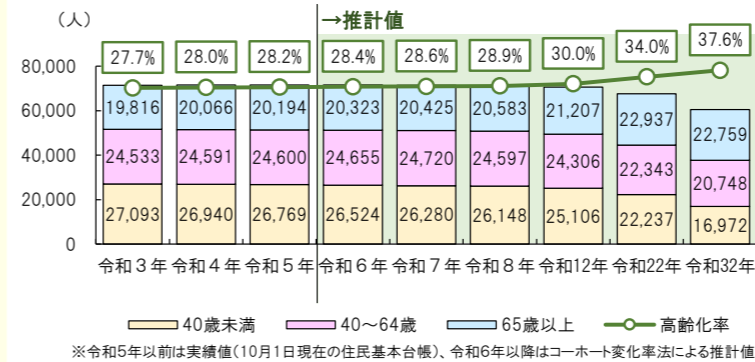
4人に1人以上が高齢者の本市において、今後さらなる高齢化は避けて通れません。高齢者が安心して暮らしていくための仕組みである「南アルプス市地域包括ケアシステム」のさらなる推進が必要になります。

本計画期間中に、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になり、超高齢社会に突入するとみられます。計画期間の最終年度である令和8年度に「こんな南アルプス市であってほしい」といったビジョンを描きつつ、ビジョン実現に向け令和6年度から3年間の計画期間とする『南アルプス市 高齢者いきいきプラン（第8期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画）』を策定しました。

高齢者を取り巻く本市の状況

本市の人口推計をみると、総人口は年々減少していきながら、高齢者の人口は増え続けていきます。高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らし高齢者数の増加も見込まれています。

南アルプス市の人口と高齢化率の推計

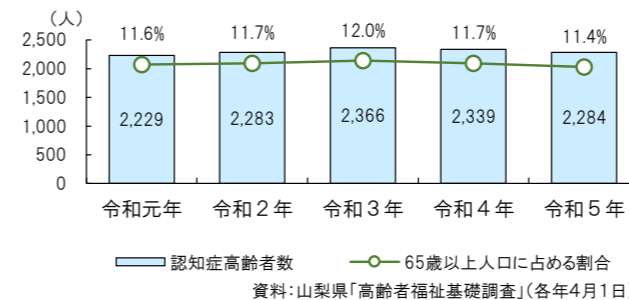


※令和5年以前は実績値(10月1日現在の住民基本台帳)、令和6年以降はコーホート変化率法による推計値

Point

令和12年には65歳以上の高齢者が、市の全体人口の3割を占める見込み

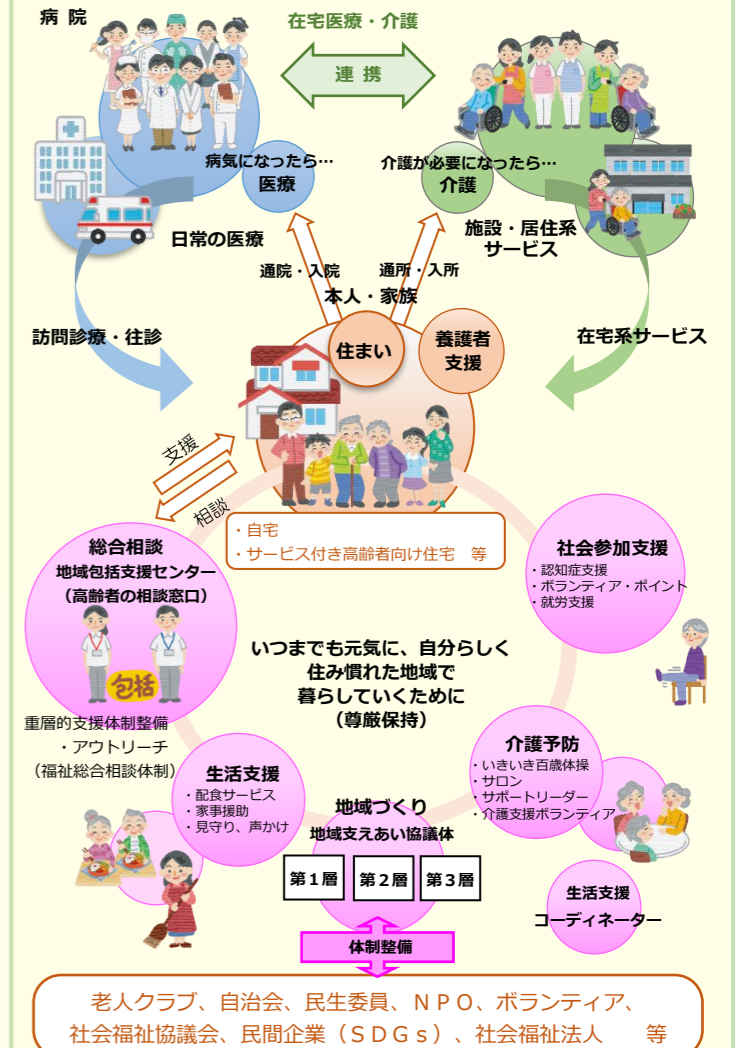
南アルプス市における認知症高齢者の状況



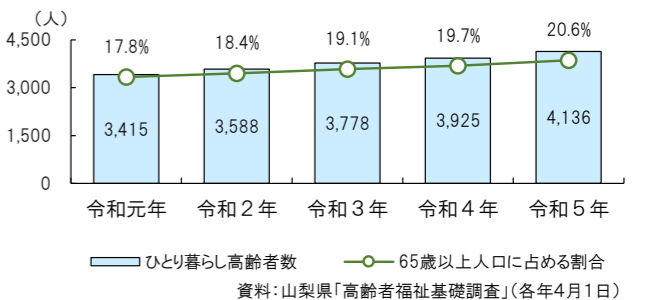
Point

増加傾向にあった認知症高齢者数は、令和4年に減少に転じている

「南アルプス市地域包括ケアシステム」イメージ



南アルプス市におけるひとり暮らし高齢者の状況



Point

令和5年には高齢者のうち、5人に1人がひとり暮らし



南アルプス市  
高齢者いきいきプラン  
概要版

令和6年3月発行

編集・発行／南アルプス市 保健福祉部 介護福祉課  
〒400-0395 山梨県南アルプス市小笠原376  
電話／055-282-6179

# 基本理念

# 年齢を重ねても その人らしく活躍ができ 支えあいのなかで安心して暮らすことができるまち ～地域包括ケアシステムの深化・推進～

Point 本計画期間の最終年度である令和8年度に『南アルプス市が高齢者にとってどんなまちであったら良いか』ビジョンを描き、基本理念としました。

## 令和8年度における南アルプス市のあるべき姿

### その人らしく活躍ができる

農業が高齢者の働く場所や生きがいになっているよ

若いうちから健康づくりに取り組んでいるから、高齢者になっても元気だよ

元気な高齢者が、不足する介護人材の受け皿になっているよ

高齢者が市の課題である耕作放棄地の解消を担っているよ

働くことで介護予防につながっているよ

高齢者の働く場所がたくさんあるよ

健康寿命を延ばす取組が充実しているよ

### 支えあいのなかで

地域の福祉の核となる市民がたくさん育っているよ

ボランティアの心が育って、市民参加が広がっているよ

福祉教育によって、高齢者を支える若者が増えているよ

市民と行政が情報を共有し、同じ目線で介護に取り組んでいるよ

認知症になっても、周りのサポートで、住み慣れた地域で過ごせるよ

### 安心して暮らすことができる

ひとり暮らしの男性も、社会から孤立することなく生活しているよ

介護が必要になっても、重くならないようなサービスが受けられているよ

高齢者のだれもが自分らしく生きる権利が守られているよ

限りある財源を、必要な人が必要な分だけ利用しているよ

空き家を活用した居場所がたくさんあるよ

医療・介護の連携により最期を住み慣れた家で迎えられるよ

移動手段が充実しているいろいろなところへ出かけられるよ

## 重点目標

基本理念を実現させるため、本計画に4つの重点目標を設定し、重点的に取組を行っていきます。

### 重点目標 1 生きがいと健康を支える介護予防の総合的な推進

- (1) 生きがいづくりと社会参加の促進
- (2) 介護予防の総合的な推進
- (3) 健康づくり

### 重点目標 2 住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制の充実

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域における支えあい活動の推進
- (3) 地域での生活の自立支援（高齢者福祉事業）
- (4) 医療と介護の連携の推進
- (5) 災害時における支援体制の充実
- (6) 感染症対策の充実

### 重点目標 3 認知症施策の推進

- (1) 認知症に対する地域の正しい理解と見守りの推進
- (2) 初期からの相談、医療・介護等の支援体制の構築
- (3) 本人支援や家族支援の充実

### 重点目標 4 高齢者の権利擁護の推進

- (1) 高齢者の尊厳保持と虐待の防止
- (2) 高齢者の消費者被害の防止